

## 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第 2 条 使用料及び手数料の額は、別表のとおりとし、同表に定めのないものについては、<u>昭和30年農林省告示第778号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件）</u>第 1 号に規定する B 種の点数に第 2 号に規定する 1 点の価額を乗じて得た額の 80 パーセントに相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>第 2 条 使用料及び手数料の額は、別表のとおりとし、同表に定めのないものについては、<u>農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成 30 年農林水産省告示第 2154 号）</u>の家畜共済診療点数表の B 種の欄に掲げる点数に、<u>農業保険法施行規則第 117 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が定める 1 点の価額を定める件（平成 30 年農林水産省告示第 2155 号）</u>に規定する 1 点の価額を乗じて得た額の 80 パーセントに相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>